

閲覧室における特定歴史公文書等の利用に係る遵守事項等に関する定め

平成23年4月1日
改正 平成28年1月5日
次長決定

(目的)

第1条 この定めは、独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成23年規程第4号）第19条に基づき、特定歴史公文書等の利用等を目的に閲覧室を利用する場合の遵守事項等を定めるものである。

(持込み禁止品)

第2条 特定歴史公文書等の利用等を目的に閲覧室を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げるものを閲覧室に持ち込むことはできない。ただし、医療上その他の利用で持ち込む必要がある場合は、入室する際事前に職員に申し出るとともに、了承を得るものとする。

- 一 B5判以上の大きさの不透明な袋物（かばん、紙袋、封筒等）
- 二 音響機器（ヘッドフォン、ラジオ等）
- 三 コピー機、スキャナその他の特定歴史公文書等に密着させて複写等を行う機器
- 四 刃物類（はさみ、カッター、かみそりの刃等）
- 五 傘
- 六 動植物
- 七 飲食物
- 八 前各号に掲げるもののほか、館が、特定歴史公文書等の保存、館内の安全、良好な利用環境の維持等のため特に持込みを不相当と判断したもの

(手荷物の預託等)

第3条 利用者は、手荷物（前条に掲げる持込み禁止品を含む。）を利用者用コイン式ロッカー（以下「ロッカー」という。）に預け、ノート等その他の物で閲覧室に持ち込む必要がある手回り品は、館に備えつけの透明袋に入れるものとする。この場合、館は、利用者の閲覧室退出に際して、特定歴史公文書等の利用及び保存のため、手回り品を入れた透明袋を確認することができる。

- 2 前項のロッカーの利用は、当日限りとする。利用当日の開館時間終了後にロッカー内に滞留した物品は、遺失物として取り扱うものとする。
- 3 利用者は、第1項の規定にかかわらず、ロッカーに収納不能な手荷物を閲覧室職員に預託することができる。

(全般的禁止行為)

第4条 利用者は、閲覧室内において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 閲覧室内の静ひつを乱し他人の迷惑になる行為（大声を出す、騒ぐ等）
- 二 閲覧室内の安全を害する行為（他人に対する威嚇又は暴力、痴漢、性的嫌がらせ、つきまといを行うこと等）
- 三 職員等の業務遂行の妨げとなる行為（職員等への面会の強要等）
- 四 飲食及び喫煙
- 五 閲覧室出入口以外の場所から出入りしようとする行為

(利用カードについて)

第5条 利用者は独立行政法人国立公文書館閲覧室利用カード（以下「利用カード」という。）について、以下の事項を遵守するものとする。

- 一 利用カードを故意又は過失による紛失、汚損、破損等が起こらないよう、十分に注意して管理すること。
- 二 利用カードを他人に貸し借りしないこと。
- 三 利用カードに記載した事項について、変更が生じた場合又は、利用カードの紛失及び破損等したときには、閲覧室職員に申し出ること。

(特定歴史公文書等の取扱い等に係る遵守事項)

第6条 閲覧室において特定歴史公文書等を利用する者は、その利用に際して、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 特定歴史公文書等を閲覧室内の所定の場所で利用すること。
- 二 特定歴史公文書等を丁寧に扱うこと（手に持たず机に置いて利用する、折り曲げない、無理に開かない、綴じを緩めたり外したりしない、書き込みをしない、指先を濡らしてページをめくらない、上から直接筆写しない等）。
- 三 特定歴史公文書等の中の頁等を抜き取る、切り取る、破り取る等の行為をしないこと。
- 四 筆記は、鉛筆又はシャープペンシルで行い、特定歴史公文書等を置く机の上に万年筆、ボールペン、蛍光ペン等を置かないこと。
- 五 特定歴史公文書等を閲覧室の外に持ち出さないこと。
- 六 特定歴史公文書等を返却するまでの間、十分に注意して管理すること。
- 七 特定歴史公文書等の利用中に一時的に閲覧室を離れる場合は、その旨職員に申し出ること。

(持込みカメラの使用)

第7条 閲覧室において特定歴史公文書等を利用する者は、閲覧室内にカメラ（フィルムカメラ、デジタルカメラ、カメラ機能付き携帯電話等携帯端末等）を持ち込んで、特定歴史公文書等を撮影することができる。この場合、利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 撮影を希望する旨、閲覧室職員に申し出ること。
- 二 職員の指定した場所で撮影すること。
- 三 一脚及び三脚を使用しないこと。
- 四 フラッシュを使用しないこと。
- 五 カメラを特定歴史公文書等に直接密着させないこと。

（閲覧室内機器類の使用等）

第8条 利用者は、閲覧室内のデジタルアーカイブ端末等の機器類を使用する際は、機器類の設定の変更並びに持ち込んだ機器及び媒体の接続を行ってはならない。

（職員の指示等）

第9条 利用者は、特定歴史公文書等の利用手続、施設、機器類の使用等に関し職員の指示に従うものとする。

附 則

この定めは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月5日から施行する。